生産資材価格高騰の影響を受けた生産者のみなさまへ

～「生産資材コスト緊急低減事業」について～

事業の内容

生産資材価格高騰の影響を受けた農産・園芸・特産の生産者に対し、燃油、肥料等の生産資材コスト低減につながる資機材導入に必要な経費を助成します。

取組みの要件

1　以下の取組タイプのうち、いずれかの生産資材コストの10%以上の削減が確実な取組みであること

【取組タイプ】

①燃油、②肥料、③農薬、④内張資材、⑤外張資材

2　セーフティネット制度（収入保険等）に加入済み、又は今後加入の意思があること

3　県や市町村から採択を受けた事業でないこと

事業主体

農業者の組織する団体等

※同一の取組タイプにおける受益農業従事者が3名以上であること。

※受益農業従事者は、農業への常時従事者（年間150日以上）を指す（パート、技能実習生は含まない）。

補 助 率

補助対象経費の１/３以内（上限額　2,000千円/１経営体）

対象資機材

資材コスト削減の効果が明らかなものであることに加え、その効果が複数年間発揮されるものが補助対象となります。

○資材

被覆資材、防虫ネット、遮光資材（※防虫ネットとの同時導入のみ可）　等

○機械

局所施肥機、静電ノズル、多段サーモ　等

申込期限　令和8年4月22日(水)　熊本県農産園芸課　※必着

お問合せ先　熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課　TEL 096-333-2392